

社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会「縁特別会員」規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会会員規程第7条に規定する特別会員に関し、必要な事項を定めるものとする。

(特別会員の名称)

第2条 特別会員の名称を、縁特別会員とする。

(申込み)

第3条 前条の縁特別会員になるためには、所定の入会申込書を提出し、本会会長の承認を得るものとする。

(会費及び使途)

第4条 本会定款第2条第1項第15号から第19号に規定する事業に充てるため、縁特別会員の年会費は次の通りとする。なお、賛助会員として入会する場合の会費は、本会会長が定める。

- | | |
|--------------|-------------------|
| (1) 団体会員 | 一団体あたり一口 50,000 円 |
| (2) 社会福祉法人会員 | 一法人あたり一口 50,000 円 |
| (3) 企業会員 | 一法人あたり一口 50,000 円 |
| (4) 個人会員 | 一口 3,000 円 |

(退会)

第5条 縁特別会員が次の各号に該当する場合は退会したものとする。

- (1) 退会申出書の提出があったとき
- (2) 解散または死亡したとき

(会費の返還)

第6条 縁特別会員がその年度途中で退会した場合等、一旦納入された会費は返還しないものとする。

付 則

1. この規定に関わらず、平成31年1月1日現在の滋賀の縁創造実践センターの会員が、社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会縁特別会員に平成31年3月31日までに入会する場合において、本会会長が認めた場合は、滋賀の縁創造実践センターに納入していた会費と同額とすることができる。
2. この規程は、平成31年4月1日から施行する。